平成２７年（フ）第２５１号
千葉県佐倉市西志津４丁目30番47号　ラフィーネ志津Ｂ101
債務者　千田トキ子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１４０号
新潟県長岡市吹谷2508番地
債務者　櫻井　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０７５号
埼玉県川口市戸塚２丁目13番６―201号　東川口第７サニーコート
債務者　小林　元子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
長野市大字富竹1044番地10
債務者　宮田　吉朗
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５５号
さいたま市岩槻区大字鹿室959番地１
債務者　渡邉　健二
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６１号
さいたま市南区鹿手袋５丁目２番12―113号
債務者　小山　重則
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１９号
埼玉県川口市元郷１丁目23番13号　板橋コーポ202号
債務者　久保田恵美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２８号
埼玉県川口市大字木曽呂746番地の１　クラシコ201、旧住所埼玉県吉川市吉川団地４番７号501
債務者　高橋　　忠
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５０号
さいたま市南区別所５丁目７番２号　シティハイムドルチェ201
債務者　常盤　順一
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８１号
埼玉県川口市大字新堀936番地の４　グローリーハイム102号
債務者　藤田　恭子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
埼玉県三郷市三郷１丁目21番地２　若草苑Ｄ号室
債務者　島根　未央
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
静岡県駿東郡長泉町南一色104番地の１　ストリーム一色206号
債務者　山田　憲信
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
静岡県三島市多呂157番地の５　シティハイツ203
債務者　林内　玉枝
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
大阪府泉南市樽井748番地
債務者　山原　博昭
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目19番37号
債務者　田所多喜雄
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目19番37号
債務者　田所登代子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８７号
大阪府泉佐野市鶴原330番地の15
債務者　岡田　愛可（旧姓金永）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係